

現況届を忘れずに 児童扶養手当・特別児童扶養手当

現在、児童扶養手当を受給中の人は8月1日～8月31日の間、特別児童扶養手当を受給中の人は8月12日～9月11日の間に届出が必要です。

市では次の期間で受付をします。忘れずに提出してください。この届出がないと、手当の支給が差し止められ、さらに2年間未届けのままだと、受給資格が喪失となりますのでご注意ください。なお、該当者には届出用紙を送付します。

※所得制限により支給停止中の場合でも届出が必要です。

【受付期間】

☎8月11日(火)～19日(水)

☎8月17日(月)～19日(水)

・土日祝日を除く午前9時～午後5時

・12日(水)は、午後7時まで

※上記期間中は、専用会場で受付を行っています。

期間内に来庁できない場合は、8月31日(月)までに窓口へお越しください。

問合せ▶ 困子ども課子ども育成係 (☎内線1164) ☎住民福祉課福祉子ども係 (☎内線2153)

ひとり親世帯 臨時特別給付金について

低所得のひとり親世帯について、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。

【対象者】

基本給付 ①～③のいずれかに該当する人

①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている人

②公的年金給付等を受給しており、令和2年6月の児童扶養手当の支給が全額停止されている人

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

追加給付 上記①②のうち新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した人

【支給額】

基本給付 1世帯5万円(第2子以降ひとりにつき3万円)

追加給付 1世帯5万円

【受給手続】

基本給付 ①は申請不要です。②③は申請が必要です。

追加給付 申請が必要です。

申請の方法および受付期間は決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

集団検診における

新型コロナウイルス感染症対策

困健康づくり課予防係 (☎内線1172)

8月から集団検診が始まります。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、次の人は、受診をお断りしていますので、体調が回復してから受診してください。

- ・いわゆる風邪症状が持続している人
- ・発熱(平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする)、咳、呼吸困難、全身倦怠感、関節・筋肉痛、下痢、味覚障害、嗅覚障害などの症状のある人
- ・過去2週間以内に発熱(平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする)のあった人
- ・2週間以内に、新型コロナウイルスの患者やその疑いのある患者(同居者・職場内での発熱含む)との接触歴がある人
- ・新型コロナウイルスの患者に濃厚接触の可能性があり、待機期間内(自主待機も含む)の人
- ・2週間以内に海外への渡航歴がある人(およびそれらの人と家庭や職場内などで接触歴がある人)

【来場にあたってのお願い】

- ・各自、マスクを着用してください。
 - ・健診時は適宜アルコールでの手指消毒をしていただきます(アルコールを使えない人は、ハンドソープなどによる手洗いをお願いします)。
 - ・入場前に入口で体温測定をします(発熱がある人は受診できません)。
 - ・密集を避けるため、会場内や検診車への入室人数を区切って案内します。
- そのため、待ち時間が長くなる可能性があります。
- なお、今後の新型コロナウイルスの状況によって、緊急事態宣言が再度行われた場合、集団検診は中止とします。
- ご理解とご協力をよろしくお願いします。